○国土交通省告示第八百四十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年七月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1282	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「（仮称）札幌北７東１計画」の構造方法に応じて評価する方法	１－４　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	大和ハウス工業株式会社	札幌市東区北六条東八丁目１番10号	平成27年６月25日
1283	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「（仮称）札幌北７東１計画」の構造方法に応じて評価する方法	１－５　耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	大和ハウス工業株式会社	札幌市東区北六条東八丁目１番10号	平成27年６月25日

○国土交通省告示第八百四十一号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十七年七月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

(一)　登録番号　2

(二)　登録基幹技能者講習実施機関の名称

一般社団法人日本橋梁建設協会

(三)　変更後の代表者の氏名　石井　孝

(四)　変更年月日　平成二十七年五月二十二日

○防衛省告示第百二十七号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

平成二十七年七月六日

防衛大臣　中谷　元

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
静内対空射撃場水域（北海道日高郡新ひだか町静内浦和地先）	一区域　北緯四二度一八分二六秒、東経一四二度二六分三三秒の基点を中心とする半径四〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位一八〇度から二七〇度までの射界を形成する扇形区域内の海面 二区域　北緯四二度一八分二六秒、東経一四二度二六分三三秒の基点を中心とする半径二〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位一八〇度から二七〇度までの射界を形成する扇形区域内の海面	一区域　平成二十七年九月一日から同月二十五日まで及び平成二十八年二月二十日から同年四月十五日までの間、それぞれ毎日午前八時から午後五時三十分まで 二区域　平成二十七年九月一日から同月二十五日まで及び平成二十八年二月二十日から同年四月十五日までの間、毎日午前八時から午後五時三十分まで	全ての漁船の操業の禁止

○防衛省告示第百二十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年七月六日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十七年七月十三日及び同月十四日（予備、同月十五日及び同月十六日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年七月六日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十七年七月十三日から同月十六日（予備、同月十五日から同月十七日）の毎日〇七〇〇から一九〇〇まで

区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三七度〇〇分一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦等　自衛艦八隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年七月六日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十七年七月二十一日及び同月二十二日（予備、同月二十三日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。